

●香川県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年12月28日から平成31年1月25日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松善通寺線（33号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香西東町333番4地先から 高松市香西東町305番10地先まで	12.1～19.8	128	平成30年香川県告示第171号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成30年12月28日